様式第２号（第２条、第３条関係）

|  |
| --- |
| 米子市弓浜コミュニティー広場特別設備等（変更）許可申請書年　　月　　日一般財団法人鳥取県サッカー協会　　　　　　　　　　　　　　　　　　　団体の名称　　　　　　　　　　　　　　　申請者　住所又は所在地　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（電話番号　　　　　　　　）　次のとおり、米子市弓浜コミュニティー広場の特別設備等の（変更）許可を申請します。 |
| 使用の目的（行事の名称） |  |
| 使用する日時 | 　　年　　　月　　　日　午前・午後　　時　　分から　　年　　　月　　　日　午前・午後　　時　　分まで |
| 使用する場所 | □第１多目的広場　（　全面　・　１面　・　２面　）□第２多目的広場　（　全面　・　半面　）□会議室　　□更衣室（　１・２・３・４　）□控室 |
| 特別の設備・設備の変更・器具の持込みの内容 |  |
| 米子市弓浜コミュニティー広場特別設備等（変更）許可書　上記の申請について、特別設備等（の変更）を許可します。　　　　　　　年　　月　　日　　　　　　　　　　　　　　　　　一般財団法人鳥取県サッカー協会　　印 |
| 許可条件 |  |
| 審査請求・異議申立て・処分取消訴訟について１　この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、米子市長に対して審査請求をすることができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）　　（地方自治法第244条の４第１項・行政不服審査法第18条第１項本文及び第２項本文）２　また、この処分に不服がある場合は、前項の審査請求に対する裁決を経ることなく、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、非営利活動法人ひだまりを被告として、裁判所に、この処分の取消しの訴えを提起することができます。　　（行政事件訴訟法第８条第１項本文、第11条第２項及び第14条第１項本文）３　なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過しているときは、この処分の取消しの訴えを提起することはできません。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（行政事件訴訟法第14条第２項本文） |